



## 新 千 年 記

第1号

1998年1月1日発行 赤坂野村総合法律事務所 事務所報  
 東京都港区赤坂6-6-28-3C 電話03-3584-0690 発行人 野村吉太郎

## 謹 賀 新 年

ごあいさつ

昨年、金融機関の破綻や巨大企業倒産など、経済面での暗いニュース、社会面でも酒鬼薔薇事件等心冷たい事件が相次ぎました。1年を通じて明日の日本はどうかと心配させられました。どっこい日本人の底力はまだまだ健在であると信じています。私なりに経済再建のキーワードは「情報公開」と「法的責任処理」だと考えていますが、皆様はどのようにお考えでしょうか。

私事に目を転じてみますと、独立して丸2年を迎え、お蔭様で順調に業務をこなしております。私の息子が現在2歳で、息子の成長と同時に事務所も成長していておりますが、まだ歩き方が危なっかしいところもあります。今後ともよろしくお引き立ての程お願い致します。



## ココ山岡弁護団報告

昨年1月のココ山岡宝飾店破産のニュースは皆さんの記憶にも新しいことと思います。東京の3つの弁護士会では、ココ山岡による消費者の被害を救済するため「ココ山岡被害者東京弁護団」を結成しました。野村もそのうちの一人です。ココ山岡の問題は、クレジット会社の利用、破産手続開始等がからみ複雑になっていますが、弁護団の方針に沿って、ベターであると思われる対処法を紹介してみます。

買った宝石の代金を全部払い  
終えているなら

横浜地方裁判所に破産債権の届出をします。購入価格と宝石の時価との差額を損害賠償として請求するのですが、ココ山岡に限られた財産を皆に分けることになるわけで、全額が戻ってくるということではありません。

買った宝石の代金を支払って  
いる最中で、信販会社に対し、  
ローンを払い続けるのは納得で  
きないなら

ココ山岡の破産管財人に売買契約の解除と詐欺による取消の通知を出すことになります。信販会社に対しては支払拒絶の抗弁書を出します。ローンの支払いが銀行口座からの自動引落としなら、それも取消の手続をしなければなりません。もう払ってしまった部分については、支払いを終えている人の場合と同じです。

実際、いまのところ信販会社も

支払拒絶を認めないという姿勢です。現在は信販会社との間で全国で裁判になっています。支払わなければブラックリストに載るのでと心配な方もいらっしゃるでしょう。弁護団は合わせてリストに載せないよう要求をし、一応信販会社も弁護団からのリストに上がっている人については、これに応じています。

ココ山岡のみならず、消費者問題として取り上げるべきものが新聞を賑わせており、一消費者としても他人ごとではなく、目の離せないテーマです。

“I needed some time to drink  
and play.”

Yoshitaro Nomura, now on staff at the Japan Federation of Bar Associations in Tokyo, on why it took him six years to pass the bar exam. Less than 3% of the 25,000 students who write the legal exam each year pass.

「FAR EASTERN ECONOMIC REVIEW」という雑誌の昨年5月27日号に掲載された記事です。不意の英語での司法試験制度についての取材に思わず答えてしまったのですが、本当にお話ししたかったこととはちょっと路線がずれてしまいました。

雑誌に載っていることなど全く知らず（記者からも知らされず）後で友人から電話で教えてもらいました。こんな風に解釈されたんだ、と何だか複雑な心境でした。

